

プロバイダの責任の在り方に関する 当協会の意見

平成22年2月22日

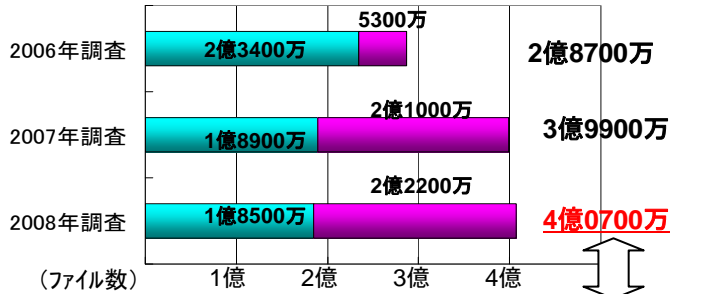
(社)日本レコード協会(RIAJ)

1. 権利侵害の実態

携帯電話向け違法音楽配信

違法音楽ファイルの利用数(推定)

※日本レコード協会調査による
推定年間ダウンロード数



※調査同期間の正規着うた・着うたフルの売上⇒ **3億2900万 (約660億円)**

※違法ファイルの蔵置場所として、海外ストレージサービスなどにリンクされる場合も多い

ファイル交換ソフトによる権利侵害

ファイル交換ソフトによる
違法音楽ファイルの推定ダウンロード数
約5億300万ファイル^(*)

**正規ビジネスの成長を
阻害**

正規のパソコン向け音楽配信
ダウンロード数
約4,400万ファイル^(*)
(2007年通年データ、RIAJ統計)

(*) ACCS・RIAJほか「ファイル交換ソフト利用実態調査」(2007年9月実施)に基づく文化審議会著作権分科会報告書(2009年1月)の推定値

(*) RIAJ有料音楽配信統計に基づく文化審議会著作権分科会報告書(2009年1月)の推定値(アルバム収録曲数を10曲でみなし計算)

動画投稿サイトにおける侵害

	サイト①(アメリカ)	サイト②(中国)	サイト③(フランス)
アーティストA	10,800件 メイキング映像(1,542,124回)	16,821件 ,Rule(432,081回)	1,170件 Sunrise(137,678回)
アーティストB	25,400件 Won't be long(3,649,954回)	789件 SCREAM(154,396回)	1,890件 響(530,976回)
アーティストC	25,100件 First Love(520,671回)	2,801件 First Love(216,244回)	1,140件 Prisoner of love(515,314回)

※上段:動画投稿件数、下段:最も視聴された曲名及び回数

[2009年10月当協会調査]

2. 権利侵害への主な対策

◎法的措置

- 違法音楽ファイルの削除要請(携帯電話向け)
 - ・累計26万ファイル以上(2006年から)
 - 悪質な違法サイトの刑事摘発
 - ・2007年5月:掲示板『DXチャンネル』開設者等4名(主犯格に懲役1年執行猶予3年の判決)
 - ・2008年10月:『第③世界』開設者等3名(主犯格に懲役3年執行猶予5年・罰金500万円の判決)
 - ・2009年7月:『着うたキングダム』運営会社代表者ら2名(会社役員に懲役2年執行猶予3年罰金400万円などの判決)
- ※以上、携帯電話向けサイト
- ・2009年11月:ヒットチャート上位50などの音楽をP2Pソフト(Share)で公開していた者(公判中)
- 悪質行為者への損害賠償請求(民事)
 - ・2009年2月:『DXチャンネル』開設者等逮捕者4名に対し、総額1,800万円の損害賠償請求
- 発信者情報開示請求/損害賠償請求(P2P)
 - ・2005年から2回にわたって、悪質ユーザーの発信者情報開示をISPに対して請求(ユーザー14名と、誓約書の提出と損害賠償金支払いにより和解(平均40万円))
 - ・2009年3月、ISP2社に対し、4名の情報開示請求(3回目)を行った。3名と和解(1名当たり和解金約100万)。

◎技術的対策(携帯電話向け)

- 違法配信の根絶に向けた技術的対策の検討
 - 2009年9月、「違法音楽配信対策協議会」を設立し、携帯端末対策など高い実効性のある対策を検討中
- クローリング(違法ファイルの自動探索)
- 違法サイトのフィルタリング
 - 携帯電話事業者が実施するフィルタリング向けに違法サイトに関する情報を提供中。

◎法制度

- 違法配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする著作権法30条の改正(2010年1月1日施行)

◎エルマーク®

- 正規のレコード音源、映像配信サイトで表示(2008年2月~)
- 225社、1,199配信サイトで表示対応済み(2010年1月1日現在)



◎広報・啓発活動

- 「守ろう大切な音楽を♪」キャンペーン(2009/10/1~)
 - 違法配信からのダウンロード違法化(2010/1/1~)及びエルマークの周知が目的
- 「携帯音楽を守りたい」キャンペーン
 - 全国放送TVスポット(2008年3月22日~4月6日)やその他多くの啓発キャンペーン、教育プログラムを実施



◎その他

- 違法サイト情報の掲載雑誌発行社への注意喚起
- 違法サイト掲載の広告主等に対する注意喚起
- レンタル掲示板運営事業者に対する自浄努力の要請

3. 当協会の意見①

○プロバイダによる一層の侵害コンテンツの防止措置を促す仕組みの在り方について

1) 蔵置プロバイダに対して、権利侵害行為の防止措置を講じることを義務付けるべきである。

【考えられる侵害防止措置の例】

- ・悪質な掲示板等や違法ファイルの自主的監視・削除など
- ・違法アップロードを防止するフィルタリング等の技術的対策 その他

⇒2009年7月、当協会が文書で要請したレンタル掲示板事業者8社のうち、5社が自主的監視等を行うことを回答。しかし、違法ファイル数の減少効果が確認されたのは3社に留まる(RIAJ調査)。

⇒法律上の義務として規定されなければ、団体に加盟しないプロバイダへの対応も含め、侵害防止措置の実効性が伴わない。

2) 接続プロバイダに関して、権利侵害行為を繰り返す悪質ユーザーに対する遮断措置等の対応を制度化すべきである

⇒接続プロバイダが、侵害行為を行なうユーザーに対し、一定の基準に基づく遮断措置を講じることを示唆しながら注意喚起を行うことが実効性の高い侵害防止措置になり得る。

3. 当協会の意見②

○発信者情報の開示につき、プロバイダとの手続き又は裁判手続きの中で迅速かつ柔軟に行うことができる仕組みについて

1)発信者情報の開示請求に対するプロバイダの回答期限を法定すべきである

⇒請求から6週間以内の開示とすべきである(発信者返答2週間含)

2)プロバイダの免責要件を「故意・重過失がない場合」から「故意・過失がない場合」へ変更すべきである

⇒プロバイダ責任制限法第4条第4項を削除すべきである。

3)プロバイダにおけるログの保存期間を法定すべきである

⇒日本が批准した「サイバー犯罪に関する条約」において、90日を超えない範囲でログ保存期間を定めることが求められているが、国内法は未対応となっている。

3. 当協会の意見③

- 著作権侵害コンテンツを集めたサイト及びサーバが世界中に分散する中、それらへのアクセスの「橋渡し役」であるリーチサイトへの対応の在り方について

侵害コンテンツへのリンク・サービスを提供するプロバイダは権利者からの削除要請に応じる義務があることを明確化すべきである。

- 損害賠償請求等の裁判上で権利執行を容易にするための方策について

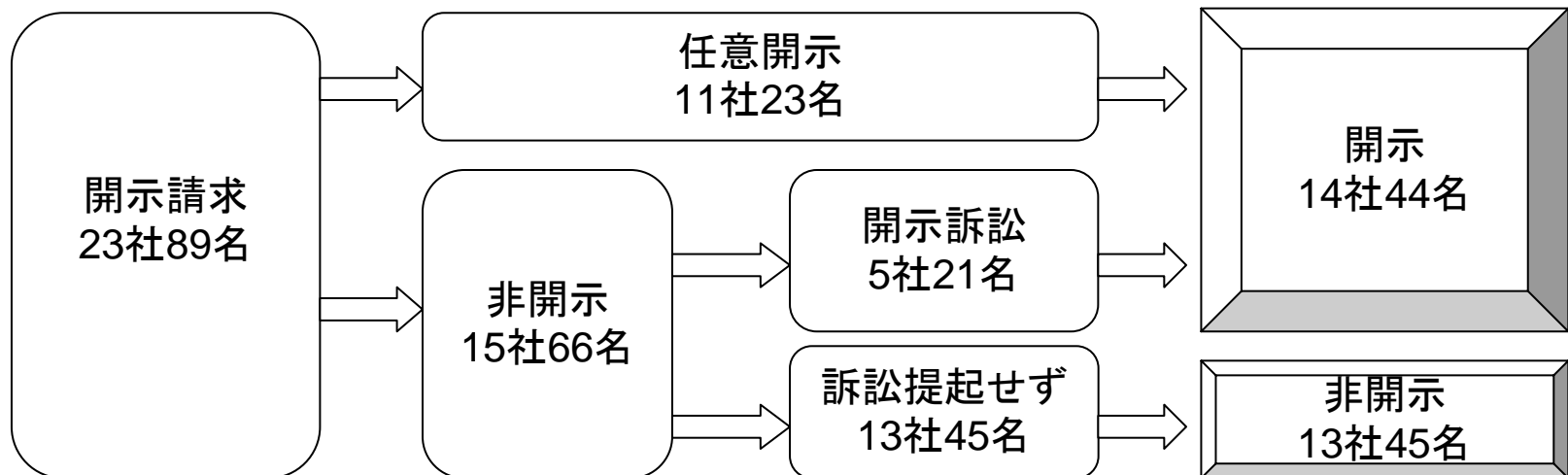
被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、被害金額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定賠償制度）を創設すべきである。

[参考] 発信者情報開示請求のタイムスケジュールと開示状況

		2005年	2006年	2009年
時期	開示請求	2004年12月	2005年12月	2009年3月
	開示時期	2005年1月～3月	2006年1月～3月	2009年5月～8月
開示訴訟	提訴	2005年3月 最大4ヶ月	2006年5月 最大4ヶ月	— 最大6ヶ月
	判決	2005年6月	2006年9月	—
	判決後開示	2005年7月 9ヶ月	2006年10月 11ヶ月	—

【過去3回の開示請求に係るISP数とユーザー数】

※但し、ISP社数はのべ数を記載



○2005年6月24日、東京地方裁判所は、ISP2社に対し、ファイル共有ソフトを利用してインターネット上で音楽ファイルを違法にアップロードしていたユーザー2名の氏名及び住所を、当協会会員社1社に開示するよう命じる判決を下した。

○2006年9月25日、東京地方裁判所は、ISP3社に対し、ファイル交換ソフトを利用してインターネット上で音楽ファイルを違法にアップロードしていたユーザー19名の氏名及び住所を、当協会会員社等14社に開示するよう命じる判決を下した。